日本動物園水族館協会会長 中川 志郎 殿

ゴリラ購入に関する要望書

周知のように、ゴリラはワシントン条約附属書1に挙げられている「絶滅の危機に瀕している動物」であり、商業的な取引が禁止されている種の一つであります。国際霊長類学会でも、ゴリラを「緊急に現状を調査し、保護対策を検討・実施すべき種」として認定し、各方面からの保護活動への参加を呼びかけています。ゴリラが絶滅の危機に至った理由は、言うまでもなく密漁と森林の破壊による生息地の減少です。

今回貴協会の推薦により千葉市動物園が有竹鳥獣店より8千6百万円で購入した2頭のゴリラは、数年前スペインからの輸入時に飼育下で繁殖したものではないとの疑いがもたれており、その疑念は未だに晴れていません。このようなゴリラを高額で購入した千葉市動物園の行為は、ワシントン条約による世界の合意に違反するだけでなく、現地における密猟を助長し、それを黙認するということにならざるを得ません。またこの行為は、動物園の重要な役割の一つである「種の保護」という見地に照らしてもまことに遺憾な処置であろうと思います。

日本霊長類学会は、以上の理由からゴリラ及び似たような状況におかれている各種の霊長類の保護のために、日本動物園水族館協会が、千葉市動物園に今回購入した2頭のゴリラをすみやかに有竹鳥獣店に返還するよう要請し、今後不正に輸入された疑いのあるゴリラ及びその他の霊長類が動物園の商取引の対象にならぬような措置を講じられるよう要望いたします。

平成2年5月21日

日本霊長類学会会長 河 合 雅 雄